

令和元年10月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和元年10月総会議事録

1 日 時 令和元年10月16日（金） 午後3時

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(3件、農地中間管理事業に係る合意解約2件)

3 その他

・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について
(4件)

・次回総会 11月15日（金） 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 11月 6日（水） 予定

4 出席委員（15人：議席順）

1番 元永 博次 2番 林 一志 3番 大田 寛治

6番 松田 晴久 7番 大田 裕美 8番 木村 正雄

9番 安村 清美 11番 末永 恵子 12番 藤川 久志

13番 中野千恵子 14番 藤田 保明 15番 山近 洋祐

16番 福光 達男 18番 松田 昭洋（会長職務代理者）

19番 脇坂 泰行（会長）

5 欠席委員（4人）

4番 尾崎 和生 5番 大汐 光晴 10番 大野 耕作

17番 野中 保志

6 関係人

農林課一市一農場推進室 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長補佐 梅本 武利

書 記 坂倉 幸三

8 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和元年 10 月の総会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 1 件、報告事項 3 件でございます。

慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。

引き続き、9 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単に御報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和元年 10 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名、本日の出席委員 15 名、欠席委員 4 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

1 番、元永博次委員、2 番、林一志委員、よろしくをお願いをいたします。議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

1 番から順次審議をいたします。事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

議案に入ります。1 ページを御覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年 10 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号 1 です。

土地の所在、大字東深川字宮ノ後、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,156 m²。

譲受人は、東深川▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、東深川▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転。理由としまして、譲受人が、以前から耕作していた関係で譲渡の申し出があり、これに応じるもの。譲渡人が、病弱であり後継者もないことから、親戚でもある譲受人に譲り渡すものです。

場所につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページを御覧ください。長門市役所から南東へ約 650m のところに位置する農地です。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、御説明いたします。「農地法審査基準」1 ページを御覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転で自ら耕作されるものであり、該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

当地区の担当は私でございますので、簡単に補足をいたします。

今月7日に、事務局と現地調査を行いました。

当日、推進委員の方は集いのため、欠席をされています。

本件、農地は藤中区、●●高校の南、●●八幡宮裏の市道沿いにある都市計画で用途指定がされている地域内の農地で、この地区も近年、耕作放棄が非常に進んできているところでございます。

今年の農地利用状況調査では、この農地は半分、水稻が植えられ、残り半分は保全管理がされておりました。

農地の所有権移転理由は、議案に示されている通りで、譲受人は、●●勤務のかたわら奥様とともに農業をされておられますので、許可して差し支えはないと思います。

私の補足説明は、以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって本件は、許可することに決定をいたします。
2 番、お願いします。

事務局長
補佐

番号 2 です。

土地の所在、大字深川湯本字平原、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、
現況ともに田、面積は 340 m²。ほか 4 筆、合計 4,555 m²。

譲受人は、深川湯本▲▲▲▲番地、●●●さん。

譲渡人は、深川湯本▲▲▲▲番地▲、●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転。理由としまして、譲受人が、経営規模を
拡大したいと考えていたところ、譲渡人から申し出があったので、その要
望に応じるもの。譲渡人が、高齢のため耕作が困難となり、後継者もいな
いことから譲り渡すものです。

場所につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページを
御覧ください。J R 美祢線渋木駅から西へ約 550m のところに位置する農地
です。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、
御説明いたします。「農地法審査基準」1 ページを御覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状
況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利
用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規
定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従
事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件を満たしてお
ります。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転で自ら耕作されるもので
あり、該当しません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作
業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全
てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 引き続いて、当地区の担当の14番、藤田委員、補足説明、御意見がありましたら、お願いいたします。

14番 14番、洪木の藤田です。
事務局の説明のとおりでございますが、簡単な補足をさせていただきたいと思います。
譲渡人の●●●さんは、数年前から体調を崩されまして、耕作がほとんどできないような状態でした。
位置図の5ページの右上に●●●さんの田がありますが、隣接しております●●●さんの田を数年来、ほとんど耕作をされておりました。
そうすることで、今後については、なんら問題はないと思います。
御審議を、お願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。
続きまして、報告事項に入ります。1番から順次、お願いいたします。

事務局長
補佐 2ページを御覧ください。
報告事項1、土地現況証明報告、非農地証明です。
番号1です。
現地は、雑種地となっており、令和元年9月17日に会長、事務局とで確認し、非農地として証明しております。
番号2です。
現地は、雑種地となっており、令和元年10月7日に会長、松田委員、塩瀬推進委員、事務局とで現地を確認し、非農地として証明しております。
以上でございます。

議 長 報告事項1、よろしいですか。

	(質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項 2、お願いします。
事務局長 補佐	3 ページを御覧ください。 報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約です。 番号 1 です。 令和元年 9 月 19 日に合意解約しております。 ほか 2 件の合意解約です。 続けて 4 ページの方ですが、中間管理事業にかかる合意解約です。 番号 1 です。 令和元年 9 月 20 日に合意解約しております。 ほか 1 件の合意解約となっております。 以上です。
議 長	報告事項 2、よろしいですか。
	(質問、意見なし)
議 長	以上で、報告事項を終わります。 続きまして、その他、連絡事項などがありましたらお願いします。
事務局長 補佐	その他でございますが、5 ページから 12 ページを御覧ください。 KDDI 株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がありました。 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用されるため農業委員会への届出で済むことになっています。 番号 1 です。 土地の所在、大字渋木字埵ノ下、地番▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 113 m²のうち携帯基地局の設置として転用面積 6 m²。 番号 2 です。 土地の所在、大字俵山字深田、地番▲▲番、現況地目は田、台帳面積 252 m²のうち携帯基地局の設置として転用面積 4 m²。 番号 3 です。 土地の所在、大字俵山字大池、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 871 m²のうち携帯基地局の設置として転用面積 6 m²。

番号 4 です。

土地の所在、大字渋谷字下山中、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 1,147 m²のうち携帯基地局の設置として転用面積 9 m²。

以上 4 件とも賃貸借権の設定で届出を受けており、令和元年 10 月 7 日付で異議なしの通知を送付しております。

以上でございます。

議 長

その他、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

以上で、その他を終わります。最後に連絡事項を、お願いいたします。

事務局長
補佐

連絡事項でございます。

11 月の定例総会ですが、11 月 15 日、金曜日、この会場で開催をいたします。

なお、現地調査につきましては 11 月 6 日、水曜日を現在予定しておりますが、また少し前後するかもしれませんが、該当する委員さんにつきましては、後日事務局の方から集合時間等を御連絡いたしますので、御立会をよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

議 長

以上で、事務局が予定した議題は終了いたしました。

委員の皆様から、何か質問、御意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

お疲れ様でございました。

終了時間 午後 3 時 20 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年 10 月 16 日

長門市農業委員会会長

脇 坂 泰 行



議事録署名委員

元 永 博 次



議事録署名委員

林 一 志

